

○帯広市小規模事業者緊急支援事業補助金（燃料・物価高騰対策）交付要綱

令和5年6月27日

改正

令和7年4月1日

帯広市小規模事業者緊急支援事業補助金（燃料・物価高騰対策）交付要綱

（目的）

第1条 帯広市小規模事業者緊急支援事業補助金（燃料・物価高騰対策）（以下「市補助金」という。）は、帯広市内の小規模事業者が国の「小規模事業者持続化補助金＜一般型＞」（以下「国補助金」という。）を活用して販路開拓等に取り組む場合の自己負担の一部に対して補助し、負担を軽減することにより、小規模事業者の生産性向上及び持続的発展を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 小規模事業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第5項に定める小規模企業者をいう。
- （2） 補助事業実施期間 国補助金の交付決定を受けた日から令和8年3月31日までとする。
- （3） 暴力団等 帯広市暴力団排除条例（平成25年条例第29号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係事業者をいう。

（補助対象者）

第3条 補助対象者は、帯広市内に主たる事業所があり、かつ、市税の滞納がない者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、暴力団等を除くものとする。

- （1） 国補助金の交付決定を受けている小規模事業者のうち、国補助金の採択審査時に行われる加点のうち「事業環境変化加点」（以下「事業環境変化加点」という。）の付与を希望した事業者
- （2） 国補助金の令和4年3月29日から同年9月20日までの期間における公募分（以下「第9回公募」という。）以降「事業環境変化加点」の付与を希望しなかった小規模事業者のうち、次のいずれかに該当する事業者
 - ア 令和4年1月から申請月までのいずれかの月の売上高が、平成31年1月から令和3年12月までの同月と比較して10%以上減少した事業者
 - イ 令和4年12月から申請月までのいずれかの月の事業のために支払ったエネルギーの単価が、令和3年12月から令和4年11月までの同月と比較して増加した事業者

（補助対象事業）

第4条 補助対象事業は、補助対象者が国補助金を受けて帯広商工会議所と一体となって経営計画を策定し、その計画に沿って取り組む販路開拓等の事業とする。

（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、販路開拓等の補助対象事業を実施するために必要な経費のうち、補助事業実施期間内において発生した別表で定める経費とし、補助率は、同表に定める率とする。

- 2 市補助金の交付額は、別表で定める補助対象経費の実支出額の合計に、同表で定める補助率を乗じて得た額とし、補助上限額は同表で定める額とする。
- 3 前項に規定する交付額に1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。
- 4 暴力団等との取引に関する支払いは、補助対象経費とすることができない。

（申請）

第6条 補助対象者が市補助金の交付を受けようとする場合は、令和8年3月31日までに、帯広市小規模事業者緊急支援事業補助金（燃料・物価高騰対策）交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して市長に申請しなければならない。

- （1） 口座振込依頼書兼同意書（様式第2号）
- （2） 税情報確認承諾書（様式第3号）
- （3） 誓約書（様式第4号）
- （4） 事業実績書（様式第5号）
- （5） 事業費明細表（様式第6号）
- （6） 国補助金に係る次の書類（いずれも写し）

- ア 補助金交付申請書
- イ 補助金交付決定書
- ウ 補助事業実績報告書
- エ 補助事業対象経費の内訳
- オ 補助金額確定通知書
- カ 補助金精算払請求書

(7) その他

- ア 国補助金の第9回公募以降「事業環境変化加点」の付与を希望しなかった小規模事業者の場合 原油価格・物価高騰等の経済環境の変化による影響宣誓書（様式第7号）
- イ 法人の場合 現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（写し）
- ウ 個人事業主の場合 直近の確定申告書、開業届又は許認可証（写し）

（補助金の交付又は不交付の決定）

第7条 市長は、前条の規定による交付申請を受けたときは、当該内容を審査し、適当と認めたときは、帯広市小規模事業者緊急支援事業補助金（燃料・物価高騰対策）交付決定兼交付額確定通知書（様式第8号）により、通知するものとする。

2 市長は、市補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、交付決定に必要な条件を付することができる。

3 市長は、市補助金の不交付を決定した場合は、帯広市小規模事業者緊急支援事業補助金（燃料・物価高騰対策）不交付決定通知書（様式第9号）により、通知するものとする。

（財産の管理及び処分の制限）

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理し、かつ、補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らねばならない。

2 取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加価格が30万円以上の財産は、処分制限財産に該当するものとする。

3 補助事業者は、前項の処分制限財産について台帳を設け、保管状況を明らかにしておかなければならない。

4 補助事業者は、第2項の処分制限財産について、市長の承認を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し（以下「取得財産等の処分」という。）てはならない。ただし、補助事業の完了の年の翌年から起算して10年間又は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める耐用年数を経過した場合は、この限りでない。

5 市長は、前項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

（帳簿及び書類の管理）

第9条 補助事業者は、補助事業に関する帳簿及び書類を備え、補助事業等に要した経費とそれ以外の経費を区別することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

2 補助事業者は、補助事業実施期間及び前項に定める期間において、市長から要請を受けたときは、国補助金及び市補助金に係る書類の全部又は一部の写しを速やかに提出しなければならない。

（補助金返還等の届出）

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかによる国補助金の返還又は補助金相当額の納付を行ったときは、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 消費税等仕入控除税額の確定に伴う国補助金の返還
- (2) 交付決定取り消し等に伴う国補助金の返還
- (3) 取得財産等の処分に伴う収入の納付
- (4) 収益納付に伴う国補助金相当額の納付

（交付決定の取消し等）

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又

は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請、報告その他不正な行為があったとき。
 - (2) 補助事業等に関して不正に他の補助金等（市以外の者が補助事業者に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (3) この要綱及び第7条第2項の規定により付された条件に違反したとき。
 - (4) 国補助金請求後、何らかの事由により国補助金が支払われなかったとき。
 - (5) 暴力団等に該当することが判明したとき。
 - (6) 前条の規定による届出を受けたとき。
 - (7) 前各号に掲げる場合のほか、特に市長が不相当と認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定による補助金の交付の決定の取り消しをするときは、補助事業者に対して、帯広市小規模事業者緊急支援事業補助金（燃料・物価高騰対策）交付決定取消通知書（様式第10号）により通知する。
- 3 市長は、前項の規定により市補助金を取り消した事業者に対し、市補助金を交付していた場合は、帯広市小規模事業者緊急支援事業補助金（燃料・物価高騰対策）交付額返還命令通知書（様式第11号）により通知し、交付した市補助金の全部又は一部を返還させることができるものとする。
- （その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、市補助金の交付に関し必要な事項については、帯広市補助金等交付要綱の定めによる。

附 則

この要綱は、令和5年6月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費	補助率	補助上限額
①機械装置等費、②広報費、③ウェブサイト関連費、④展示会等出展費、⑤旅費、⑥開発費、⑦資料購入費、⑧雑役務費、⑨借料、⑩設備処分費、⑪委託・外注費 ※ただし、本要綱第6条第6号エに規定する補助事業対象経費の内訳を提出することができず、補助対象経費を確認することができない場合は、国補助金の確定額から該当する枠の国補助率を割り返した額（千円未満切り捨て）を補助対象経費とする。	12分の1以内	国補助金の交付決定額が、 ①50万円以下の場合、6万2,500円 ②50万円を超える場合、12万5,000円 （複数の小規模事業者が連携して取り組む共同申請の場合は各金額×申請事業者数）